

# 平成29年度 事業計画

（ 自 平成29年4月 1日  
至 平成30年3月31日 ）

## I 運営の基本方針

我が国では、少子高齢化、地方の過疎化や加速化するグローバル化による産業構造の変動等を背景に、労働力の需給両面にわたる構造が大きく変化している。このような中で持続可能な活力ある経済社会を構築するには、若年者、女性、高齢者、障害者、職業能力形成機会に恵まれない非正規労働者を含め、一人ひとりの能力を高め、生産性を向上させることが不可欠である。

こうした認識のもと、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）の平成29年度の事業については、引き続き事業の円滑、かつ着実な運営を推進し、次のとおり取り組むこととする。

中央協会の基幹事業である技能検定については、変化する技術動向に対応した良質な試験問題等を作成するとともに各種施策を実施し、受検者の一層の拡大に努める。また、外国人に対する技能実習制度の見直しに対応した試験問題等の整備を引き続き行う。

中央協会の自主事業として実施しているコンピュータサービス技能評価試験（以下「CS試験」という。）については、選択と集中の観点から、試験部門の一部廃止を行うとともに、継続部門においては、「実務に即したスキル評価のできる試験」としての品質確保、試験実施施設及び受験申請者数の確保を図る。CADトレース技能審査（以下「CAD試験」という。）については、平成29年度をもって廃止する。

また、ビジネス・キャリア検定試験（以下「BC試験」という。）については、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）との連携強化や効果的・効率的なプロモーション等により、引き続き、受験申請者数の増加を図る。

この他、当協会のノウハウを最大限活かし、各種受託事業を効率的に実施することにより、「職業生活を通じたキャリア形成の支援」や「ものづくり日本を支える技能の振興」等に貢献する。

以上のような取組を通じて、協会の財政基盤の強化に向けた努力をする。

加えて、緊急人材育成・就職支援基金事業については、経過措置となった各事業の各種奨励金等を迅速かつ適正に支給するとともに、これらの事業から生じた未収債権の回収に努め、適正かつ効果的な債権管理を行う。

なお、事業の実施に当たっては、事業ごとに具体的な数値目標を掲げて目標管理の徹底を図ること等により、効率的、かつ効果的な事業運営を展開する。

## II 各事業の概要

### 第1 職業能力評価に係る基盤の整備・充実

技能検定をはじめとする職業能力評価制度の確立は、労働市場の整備という観点から必要不可欠なものであり、中央協会の事業の中核をなすものである。このため、技能検定については、引き続き技術動向を踏まえた良質な試験問題等の作成に努めるとともに、技能検定職種（作業）の新設及び追加、都道府県協会等との連携強化、各種広報活動を通じ技能検定制度の一層の普及促進を行い、受検者の拡大に努める。また、外国人に対する技能実習制度の見直しに対応した試験問題等の整備については、各都道府県における試験実施が円滑に行われるよう、的確に実施するよう努める。

I T 関連分野の職業能力評価制度であるC S 試験については、「情報セキュリティ部門」について、ターゲットを明確にした積極的な事業展開を図ること等により、受験申請者数の確保を図る。また、C A D 試験については、試験実施最終年度である旨の周知を行いつつ、試験問題の品質確保に取り組みながら適正に試験を実施する。

B C 試験については、技能検定試験と併せて総合的な職業能力評価の基盤整備に資することが期待されること、引き続き、効果的・効率的なプロモーションを推進するとともに、学習環境の充実、試験体系の整備を通じて、受験申請者数の増加を図る。

#### 1 良質な技能検定試験問題等の作成と技能検定制度の普及促進

##### (1) 技能検定試験問題等の作成

検定職種（作業）ごとに中央技能検定委員会を開催し、現場における技術・技能の動向を踏まえるとともに、都道府県協会の実施経費低減並びに受検者増を目指した良質な試験問題及びその実施要領を作成する。

また、外国人に対する技能実習制度の見直しに対応した試験問題等の整備として、新制度の施行により受検者増が予想される随時3級の実技試験問題については各都道府県における試験実施が円滑に行われるよう、引き続き試験問題等の見直しを行う。さらに、新たに受検が義務付けられる随時2級についても試験問題等の作成を行う。

等級別作業数	650 作業
--------	--------

##### (2) 技能検定制度の普及・促進

厚生労働省の「技能検定集中強化プロジェクト」の一環として、検定職種（作業）の新設に係る調査等を行う。また、技能検定3級の受検者が増加していることに鑑み、3級技能検定職種（作業）の新規創設について検討する。

さらに、都道府県協会と十分な連携を図りながら、各種広告媒体の活用、ホームページの充実、全国工業高等学校長協会などの関係団体を通じた受検勧奨等により、制度の一層の普及・促進を図る。

なお、平成29年度後期から若年者（35歳未満）の2級及び3級の受検者の受検料に支援制度が設けられる予定であり、これらも含め、若年技能者のすそ野が広がっていくことが期待される。

受検申請者目標数	216千人
----------	-------

(3) 業種別団体会議の開催

技能検定制度をはじめ、中央協会の業務運営に関する意見を収集するため、業種別団体会議を開催する。

(4) 技能検定制験業務の指導等

都道府県技能検定制験委員等から技能検定制験の課題内容等について意見を聴取するとともに、都道府県協会に対して、技能検定制験の実施について技術的な業務指導を行う。

(5) 都道府県技能検定制験委員の研修の実施

都道府県技能検定制験委員を対象に、資質の向上及び試験の公正な実施のための研修を行う。

(6) 各種会議の開催

実技試験の採点基準等の調整による全国的水準の統一、技能検定制験の適正な実施のための各種情報の提供及び意見交換等を行うため、次の会議を開催する。

会議名	回数（年間）
技能検定制験実技試験水準調整会議	2回
都道府県技能検定制験業務担当課長会議	2回

(7) 技能検定制度に関する実態調査の実施

技能検定制度は、労働者の技能修得意欲を増進させるとともに、労働者の社会的地位の向上に重要な役割を果たしてきた。今後も時代とともに変化する技術動向を踏まえて良質な試験問題等の作成に資するため、技能検定制度を活用する事業所、団体及び個人に対し、技能検定制度に求めるものについて調査を行うこととする。平成29年度は、建設関係職種について調査を行う。

## 2 CS、CADによるIT関連分野の能力評価試験の推進

(1) コンピュータサービス技能評価試験の実施

コンピュータサービス技能評価試験の6部門のうち、「データベース部門」、「オフィスドキュメント部門」及び「PCドライビング部門」の3部門については、平成28年度をもって廃止したところであり、平成29年度からは、「ワープロ部門」、「表計算部門」及び「情報セキュリティ部門」の3部門を引き続き実施する。

「情報セキュリティ部門」については、試験会場を拡大するとともに、企業の幅広い従業員の情報セキュリティの基礎的知識の習得に焦点を当てた事業展開を図る。

なお、「データベース部門」については、訓練の終了が平成29年度になる

ような事例があり、特例措置として、平成29年度に限って一部施設を対象に試験を実施することとする。

受験申請者目標数	42千人
----------	------

#### (2) CADトレース技能審査の実施

CADトレース技能審査試験（機械部門、建築部門）については、平成29年度をもって廃止するが、最終年度として、試験問題の品質確保に取り組みながら適正に試験を実施する。引き続き、試験実施最終年度である旨をホームページ等で周知を図る。

受験申請者目標数	2千人
----------	-----

### 3 ビジネス・キャリア検定試験の普及拡大

受験申請者目標数	31千人
----------	------

#### (1) 効果的・効率的なプロモーションの推進

顧客像を明確化したうえで、活用企業の好事例情報や受験者の声を加味した説得力のある広報媒体を作成し、都道府県協会や業界団体の協力を得ながら、一括申請企業の開拓等につながるプロモーションを推進する。

また、教育訓練機関を対象として、カリキュラムへの導入、教育訓練成果の測定ツールとしてのBC試験の活用を働きかける。

#### (2) 学習環境の整備

理論的・体系的学習のために試験分野毎に作成された標準テキストが社会経済や技術革新の動向、諸制度等の見直しを反映したものとなるよう、その改訂を計画的に行うとともに、受験対策のみならず、企業内研修や教育訓練機関の学習教材として活用されるよう普及を図る。併せて、学習環境の一層の充実を図るため、平成28年度から新たに作成を行っている「試験問題解説集」についても順次発刊していく。

#### (3) 試験体系の整備

本試験が、職業生涯を見据えた段階的・体系的なキャリア形成の支援ツールとなるよう、本試験の最終到達点を示す1級の整備を図る（平成29年度に「経営戦略」、「ロジスティクス」、「生産管理」を追加）とともに、BAS I C級について、特に新入社員教育における導入を想定して企業への普及を図る。

## 第2 職業生活の全期間を通じたキャリア形成の支援

企業における人材育成のあり方の変化、働く者の就労意識や働き方の多様化による労働市場の変化を踏まえ、労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を

有効に発揮できるようにするための基盤を整備していく必要がある。

そのため、中央協会は、都道府県協会との協力及び連携のもと、企業におけるキャリア形成で中心的な役割を担う職業能力開発推進者とのネットワークの形成に努め、職業能力開発推進者が行うキャリア形成支援に役立つ様々なツールについての情報提供や助言・指導等を行う職業能力開発サービスセンターの運營業務等を実施する。

## 1 企業におけるキャリア形成の促進

### (1) 職業能力開発サービスセンター業務の実施

事業主等に対してキャリア形成支援に関する様々な助言・指導、情報提供等を行う職業能力開発サービスセンター業務を、都道府県協会と協力及び連携のもとに実施する。

ア 都道府県協会に設置した職業能力開発サービスセンターでは、地域における労働者のキャリア形成が事業主等とのより良い共生関係のもとに促進されるよう、専門員（キャリア開発アドバイザー、人材育成コンサルタント、キャリア形成サポーター）によるキャリア形成支援に関する各種助言・指導、情報提供を行っているが、中央協会は、その円滑、かつ効率的な業務遂行に向け、運営マニュアルの整備、活動内容・進捗状況把握等を行うとともに、広報活動を全国展開し、職業能力開発サービスセンターの活用促進を図る。

イ アのような趣旨実現に向け、職業能力開発サービスセンター業務の計画的、かつ効果的な運営を支援するため、キャリア開発アドバイザー、人材育成コンサルタント、キャリア形成サポーターに対する研修会を開催する。

研修名	回数（年間）
キャリア開発アドバイザー研修	1回
人材育成コンサルタント研修	1回
キャリア形成サポーター研修	1回

ウ アのような趣旨実現に向け、個人の主体的なキャリア形成を支援する企業を創出するため、事業主等に対してインターネットの活用（ホームページ、メルマガ）を含めた各種広報活動を行い、事例の収集・公表等による企業内キャリア形成支援の普及に努めるとともに、事業内職業能力開発計画等の周知・啓発を行う。

## (2) キャリア形成支援ツールの活用促進及び研修の効果的な実施

当協会が開発した二つのキャリア形成支援ツール（※）を活用して、企業の従業員に対するキャリア形成支援を推進する。

### ※「CADS & CAD I」

職業経験の振り返り、客観的な自己理解を通じて、キャリアプランを主体的に立てることを促すワークシート。キャリア面談、節目研修などの場での活用を想定。

### 「CSC（キャリア・シフトチェンジ）のためのワークショップ」

現在40代半ばから50代の方が、シニアになっても職場の戦力として生き生き働くためにはどうしたらよいかを考え、今後の行動変容を促すための研修。

具体的には、CADS & CAD Iの活用については、CADS & CAD Iを使った従業員のキャリア開発の進め方セミナーを開催する。また、CSC（キャリア・シフトチェンジ）のためのワークショップを開催するとともに、当該研修を実施できるインストラクターの養成を行う。

実施に当たっては、セミナー等の受講者（多くは企業の人事・人材開発担当者等）による従業員向けのキャリア形成支援を推進することが事業目的であることを踏まえ、これらツールの企業活用事例など具体的活用方法をわかりやすく紹介することに留意する。

研修名	回数（年間）	募集人数
「CADS & CAD I」を使った従業員のキャリア開発の進め方セミナー	6回	180名
キャリア・シフトチェンジのためのワークショップ	2回	40名
キャリア・シフトチェンジのためのワークショップ インストラクター養成研修	4回	80名

また、CADS & CAD Iの活用を更に拡大するため、活用主体である企業のニーズを踏まえて、内容の見直しの検討を行うこととする。

## 2 労働者の主体的な職業能力開発に対する環境整備

労働者の主体的な職業能力開発の取組に対する情報環境の整備の一環として、「教育訓練給付制度講座検索システム」に一般教育訓練指定講座及び専門実践教育訓練指定講座に関する情報を提供する。

また、当該講座指定を希望する教育訓練施設の申請に関する調査を行うとともに、当該教育訓練施設からの相談対応を行う。

## 第3 ものづくり日本を支える技能の継承・発展及び振興

わが国の優れた技能の維持・継承、若年ものづくり人材の確保・育成等が重要な課

題となっている中、技能の重要性等の理解、技能尊重の気運の醸成が促進されること等を目的に各種技能競技大会を適切かつ効果的に開催する。

また、アブダビで開催される第44回技能五輪国際大会に派遣する選手の強化訓練を効果的に実施し、前回大会を上回る成績を収める。

## 1 各種技能競技大会の効果的な開催等

### (1) 技能五輪全国大会の実施（開催地：栃木県）

平成29年11月に、厚生労働省と栃木県との共催で、青年技能者が参加する第55回技能五輪全国大会を、栃木県下17会場において開催する。

来場者目標数	11万人以上
--------	--------

### (2) 若年者ものづくり競技大会の実施（開催地：愛知県）

平成29年8月に、厚生労働省との共催で、職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者が参加する第12回若年者ものづくり競技大会を、愛知県下の会場において開催する。

来場者目標数	6千人以上
--------	-------

### (3) 第44回技能五輪国際大会への選手派遣（開催地：アブダビ）

平成29年10月に、アブダビで開催される第44回技能五輪国際大会へ選手派遣にあたり、必要な強化訓練を実施し前回大会を上回る成績を収める。

成績目標	金メダル 7個以上
------	-----------

## 2 若年技能者人材育成支援等

若年技能者の人材育成、技能振興等を促進するため、以下の若年技能者人材育成支援等事業を効果的に実施する。

### (1) ものづくりマイスター・ITマスターの認定・登録等

ア ものづくりマイスター・ITマスターの認定申請書の審査・結果通知、ものづくりマイスターに係るデータ管理（登録、保守管理）を行うとともに、必要に応じ、ものづくりマイスター・ITマスターの認定基準の改定を行う。

ものづくりマイスターの年間認定目標数	860人以上
--------------------	--------

イ 地域技能振興コーナーは、ものづくりマイスター・ITマスターを中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者や学生に対する実技指導を行うとともに、体験教室等の開催により、小中学生や教育関係者に「ものづくりの魅力」「ITの魅力」を発信し、若年技能者等の技能向上と、ものづくりやIT技能に対

する関心の醸成を図る。

ものづくりマイスターの年間活動目標数	15.5万人日以上
--------------------	-----------

(2) ものづくりマイスター・ITマスターの活用に係る業務

ア ものづくりマイスター・ITマスター制度に関するパンフレットやものづくりマイスター・ITマスターによる指導の好事例集の作成・配布等を通じ、同制度の普及・啓発を行う。

イ ものづくりマイスター・ITマスターによる実技指導等を充実させるため、以下の業務を実施する。

- コーディネートマニュアルの作成
- 3級技能検定の実技試験課題を用いた人材育成マニュアルの作成
- 技能検定受検資格付与に係る検討
- コーナーにおけるものづくりマイスターに対する指導技法等講習の実施に関する支援

(3) 地域における技能振興の促進に係る業務

ア ブロック開催の技能振興事業等

47都道府県が行う技能振興事業について、新聞広告やポータルサイトへの告知掲載等を利用した広報活動を行う。

また、地域ブロック単位で開催される、技能競技大会展、及び技能士展のイベントについて、地域技能振興コーナー及び技能士関係団体等の協力を得ながら主体となって企画実施する。

イ 「地域発！いいもの」応援事業

地域で行われる技能振興の取組みを支援し、技能尊重の気運を更に高めるため、地域で行われる技能振興に関連する、地域限定技能検定などの取組みや制度についてポータルサイトに掲載し、全国的に広報を行う。

ウ 技能士ロゴマークの認定

技能検定制度の更なる周知・普及を図るため、平成28年度に策定した「一級技能士が製作した製品等に付与するロゴマーク実施要領」に基づき、一級技能士又は単一等級技能士が製作した商品や製作に関わった場合にのみ商品に標示することができるロゴマークを付与することのできる商品の認定を行う。

エ 技能士の活躍好事例集の作成

技能士がどのような活躍をしているのか企業を取材し、企業配布用・学校配布用それぞれ10事例程度の好事例を掲載した好事例集を作成する。

オ 入職促進ガイドブックの作成

技能伝承を促進するためには、入職する者の存在が不可欠であり、そのため、



人材が不足する業界・業種の人材確保を促進するため、入職促進のためのガイドブックを作製し、ポータルサイトで公開する。

平成29年度は製造業・建設業の2業界で実施する。

カ 技能検定制度等に係るポータルサイトの保守・管理による情報提供

地域技能振興コーナーが実施する「技能伝承に取り組む企業の好事例発表及び意見交換会」の開催結果等を取りまとめの上、ポータルサイトに公表する等、ポータルサイトの積極的な周知、ポータルサイトの運営(コンテンツの更新・ポータルサイトの改善等)を行う。

キ 技能競技大会成績優秀者を活用した若年者のものづくり産業への就業意識の啓発

若年者のものづくり産業への就業意識を高めることを主たる目的とし、各種技能競技大会に係るDVD及び冊子を作成・配布するとともに、技能五輪国際大会の金メダリスト等成績優秀者の派遣についてコーディネートする。

#### 第4 緊急人材育成・就職支援基金事業の実施

平成20年度秋のリーマンショックに始まる厳しい雇用・失業情勢に対応するために、平成21年度第1次補正予算により緊急人材育成・就職支援基金を造成し、緊急人材育成支援事業等を実施し、その後も、基金を追加造成し、計11種の事業を実施してきたところであるが、平成29年度においては以下の「経過措置」等を実施する。

##### 1 各種奨励金等の迅速かつ円滑な支給

既に受付を終了した若者育成支援事業及び民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化事業について、支給対象であると厚生労働省職業安定局長等が認めた事業主に対し、協会に申請到着後14日以内に各種奨励金等を支給する。

##### 2 債権回収業務の実施

(1) 緊急人材育成・就職支援基金事業から生じた債権を適正に管理するため、折衝状況に応じた進捗状況を個別に分類して整理する。

(2) 平成28年度までに発生した未収債権について、当該未収債権のうち、財務上、回収が可能とされている金額(未収金債権額-貸倒引当金)を5年間で回収するとした場合の金額、2,000万円を目標として回収に努める。

(3) 平成29年度に発生した新規債権については「債務承認」(分割返済の契約を含む)の取得を、全件(100%)とする。

(4) 「債務承認」を拒み続ける債務者(主に法人)に対しては、管轄労働局及び

厚生労働省と調整を行い訴訟を含めて厳正に取り組む。

### 3 支給業務以外の経過措置業務の実施

緊急人材育成支援事業及び長期失業者等支援事業の融資に係る保証経費の補助を適切に実施する。

## 第5 その他の事業

### 1 広報出版・情報資料の提供

#### (1) 職業能力開発の推進のための広報活動

中央協会の事業を広く周知するためホームページの内容の充実を図るとともに、メールマガジン、JAVADAだより、各種広報・広告媒体を活用し、他団体との相互協力を図りながら、効果的に情報提供及びPRを行う。

#### (2) 出版物の発刊

技能検定等能力評価試験の各受検（験）者等の受検（験）の参考に供するため、各種の出版物を計画的に発刊する。

### 2 会務等

#### (1) 各種会議の開催

中央協会の会務執行のために必要な以下の諸会議（アからウ）を開催するほか、都道府県協会との連携を一層強化するためブロック別会議等（エ）を開催すると共に、都道府県協会が主催するブロック別会議等に積極的に出席し、厚生労働省、中央協会に対する要望等を収集する。

ア 総会

イ 理事会

ウ 参与会議

エ 中央・都道府県協会地区別連絡協議会・9都道府県協会連絡協議会（いずれも専務理事・事務局長レベル）

#### (2) 中央協会及び都道府県協会の職員研修の実施

中央協会及び都道府県協会の職員の能力開発の向上を図るため、①中央協会職員研修、②都道府県協会職員研修を実施する。

#### (3) 会員の拡大

事業運営の基盤の拡充を図るため、引き続き会員の拡大に取り組む。

#### (4) 積極的かつ計画的・効率的な事業運営

今後の社会変化に応じた積極的な対応を図るため、各事業の年度目標の策

定・遂行・検証を通して計画的・効率的な事業運営を行う。

(5) 会長表彰等

厚生労働省との共催により職業能力開発関係表彰式を開催し、職業能力開発、技能検定及び技能振興に関する事業について、業績が顕著であり、他の模範と認められる事業所、団体及び功労者に対して表彰を行うとともに、職業能力開発論文コンクールの入賞者に対して表彰を行う。

また、会員等からの推薦により、職業能力開発事業、技能検定事業又は技能振興事業の普及、推進に貢献し、中央協会関係事業の発展に寄与したと認められる事業所、団体又は個人に対し、感謝状を贈呈する。

(6) 職業訓練生等災害傷害保険制度等

職業訓練施設に在籍する訓練生等に対し、訓練中、通校途中等の傷害事故等を補償する保険制度を推進する。